

静岡労働局賃金室からのお知らせ

特定（産業別）最低賃金が改正されます。12月21日～

静岡県内の特定の産業に従事する労働者に適用される「特定最低賃金」について、令和7年12月21日から改正されます。（※されました。）

令和7年11月1日から改正されている「静岡県最低賃金」を含めて、静岡県の最低賃金は以下のとおりです。

最低賃金名	最低賃金額 (時間額)	効力発生日
【地域別最低賃金】		
静岡県最低賃金	1,097円	令和7年11月1日
【特定最低賃金】		
静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金	1,117円	令和7年12月21日
静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金	1,133円	



詳しくは静岡労働局ホームページをご覧ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/roudou/chingin.html>

★ 問い合わせ先 静岡労働局賃金室 ☎ 054-254-6315 又は お近くの労働基準監督署

☆ 厚生労働省ほか政府では、賃金引上げや中小企業・小規模事業者さま向けの各種支援策をご用意しておりますので、ご活用いただき新しい最低賃金へのご対応をお願いいたします。

- ・業務改善助成金：コールセンター ☎ 0120-366-440 【申請先：静岡労働局雇用環境・均等室】
- ・キャリアアップ助成金：静岡労働局職業対策課助成金センター（☎ 054-653-6116）又はお近くのハローワーク
- ・働き方改革・賃金引上げ関係： 静岡働き方改革推進支援センター ☎ 0800-200-5451
- ・価格転嫁関係： 静岡県よろず支援拠点（☎ 054-253-5117） 又は 下請かけこみ寺（☎ 0120-418-618）
- ・年収の壁突破・総合相談窓口：☎ 0120-030-045

静岡県の最低賃金

ちゃんとチェック！最低賃金！
働く人も、雇う人も、確認を忘れずに！

地域別最低賃金	＜効力発生日：令和7年11月1日＞
静岡県最低賃金	時間額 1,097 円（改正前1,034円）

静岡県特定最低賃金	＜効力発生日：令和7年12月21日＞
静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金	時間額 1,117 円（改正前1,057円）
静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金	時間額 1,133 円（改正前1,073円）

◆上記特定最低賃金共通の適用除外労働者（「静岡県最低賃金」が適用されず。）

- 18歳未満又は65歳以上の者
- 雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの（技能実習生は除く）
- 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

○最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

※ 地域別（静岡県）最低賃金と特定最低賃金の両方の最低賃金が適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

・「静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金」「静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金」が適用される労働者に対しては、令和7年11月1日から12月20日までは静岡県最低賃金（時間額1,097円）以上、12月21日からは特定最低賃金以上の支払が必要となります。

・「静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」（時間額1,042円）が適用される労働者に対しては、本年度改正がされなかったため、令和7年11月1日からは静岡県最低賃金（時間額1,097円）以上の支払が必要となります。

最低賃金に関する特設サイト
<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/>

ウェブで最低賃金がチェックできます。
最低賃金 特設サイト 検索

静岡労働局ホームページ（最低賃金関係）
（各特定最低賃金個別の適用除外その他の詳細は、以下のページで確認できます。）
<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/roudou/chingin.html>

厚生労働省 静岡労働局